

福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）の提供の推進を図り、もって骨髄等移植の推進に資するため、県内の市町村が行う骨髄等の提供を行った者（以下、「ドナー」という。）に対する助成に要する経費に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「ドナー」とは、公益財団法人日本骨髄バンク（以下、「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業）において骨髄等の提供を行った者（ただし、ドナー休暇制度の対象となる者を除く）をいう。
- (2)「ドナー休暇制度」とは、ドナーが骨髄等の提供に要する日数について、年次有給休暇とは別に事業所がその休日を特別休暇として認めている休暇制度のことをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市町村がドナーに対し骨髄等の提供に要した経費に対して助成を行う事業とし、その額は別表により算出した金額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号及び第2号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本又は補正確約書
- (4) ドナーからの助成費交付申請書の写し
- (5) 就業規則等の写し
- (6) 市町村の当該助成事業に係る事業実施要綱等の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、交付決定された補助金の額に変更を及ぼさない範囲内において、事業に要する経費の20%以内の変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県骨髄移植ドナー助成事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(完了報告)

第8条 市町村は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県骨髄移植ドナー助成事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県骨髄移植ドナー助成事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 所要額精算書(第7号様式)
- (2) 事業実績報告書(第8号様式)
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)抄本
- (4) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第9条の実績報告書に併せて、福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助

金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された市町村は、速やかに県にこれを返還しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助事業者は事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業等

1 対象経費	2 基準額
市町村がドナーに対し、提供に要した通院、入院又は面談の日数に応じ助成する事業の実支出額	ドナー1人あたり、1日につき2万円、7日を上限

2 補助金の算出

- (1) 1の表の第1欄に掲げる対象経費の実支出額と第2欄に掲げる基準額のうちいずれか低い額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうちいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第4条関係）

番 号
平成 年 月 日

福島県知事

市町村長名 印

福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金の交付を受けたいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本又は補正確約書
- (4) ドナーからの助成費交付申請書の写し
- (5) 就業規則等の写し
- (6) 市町村の当該助成事業に係る事業実施要綱等の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

平成 年度福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金所要額調書

補助事業者（市町村）名： _____

（単位：円）

事業名	総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助基本額 G	補助金所要額 H
骨髄移植ドナ ー助成事業								
合計								

- (注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
3 H欄には、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
4 福島県骨髄移植ドナー助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式（第5条関係））に添付する場合にあつては、変更前と変更後を比較対照できるよう両者を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

第3号様式（第4条関係）

平成 年度福島県骨髄移植ドナー助成事業計画書

1 事業内容等

事業内容	員 数	日 数	単 価	金 額	備 考
骨髄移植ドナー助成事業		日	円	円	
合計	人	日	円	円	

2 事業完了予定年月日 _____

（注） 1 福島県骨髄移植ドナー助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式（第5条関係））に添付する場合にあっては、変更前と変更後を比較対照できるよう両者を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

第4号様式(第6条関係)

番 号
平成 年 月 日

福島県知事

市町村長名 印

福島県骨髄移植ドナー助成事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年度福島県骨髄移植ドナー助成事業の事業計画を下記により変更(中止・廃止)したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号(第2号)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金等の交付決定年月日及び番号、当初補助金交付決定額

平成 年 月 日付け福島県指令健第 号
金 円

2 補助金交付変更申請額

金 円

3 事業の変更(中止・廃止)の理由

4 事業の変更(中止・廃止)の内容

5 添付書類

- (1) 補助金所要額調書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

第5号様式(第8条関係)

番 号
平成 年 月 日

福島県知事

市町村長名 印

福島県骨髓移植ドナー助成事業完了報告書

平成 年度福島県骨髓移植ドナー助成事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

交付決定年月日等	年 月 日福島県指令健第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

第6号様式(第9条関係)

番 号
平成 年 月 日

福島県知事

市町村長名 印

福島県骨髄移植ドナー助成事業実績報告書

平成 年度において、下記のとおり福島県骨髄移植ドナー助成事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金等の交付決定年月日及び番号

平成 年 月 日付け福島県指令健第 号

2 補助金交付決定額

金 円

3 添付書類

- (1) 所要額精算書 (第7号様式)
- (2) 事業実績報告書 (第8号様式)
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算 (見込) 抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

平成 年度福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金所要額精算書

補助事業者（市町村）名： _____

（単位：円）

事業名	総事業費 A	寄附金そ の他の収 入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費 の実支出 予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助 基本額 G	補助金 所要額 H	交付 決定額 I	補助金 受入済額 J	差引 過不足額 (J - I) K
骨髄移植 ドナー助 成事業											
合計											

- (注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。
3 H欄には、G欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第8号様式（第9条関係）

平成 年度福島県骨髄移植ドナー助成事業実績報告書

1 事業内容等

事業内容	員 数	日 数	単 価	金 額	備 考
骨髄移植ドナー助成事業	人	日	円	円	
合計	人	日	円	円	

2 事業完了年月日 _____

第9号様式(第9条関係)

番 号
平成 年 月 日

福島県知事

市町村長名 印

福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け福島県指令健第 号で交付決定のあった平成 年度福島県骨髄移植ドナー助成事業について、下記のとおり金 円の交付について請求します。

記

補 助 対 象 事 業 費	円
交付決定額又は交付確定額	円
請 求 額	円